

社会福祉法人みのり福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みのり福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等（[法人における常勤役員の定義]の者）については、別表1のとおり、報酬を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表2のとおり、費用を弁償する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第14条の規定に準ずる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表第2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費（交通費、日当、宿泊料）を実費支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の常勤役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たると

きは、職員給与第2条2項に準じた日とする。

(2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 非常勤役員等の報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤職員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成29年6月22日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000円

別表2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議委員

	日額
評議委員会への出席	10,000円（所得税を控除した額）
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	10,000円+実費交通費

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円（所得税を控除した額）
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	10,000円+実費交通費

（3）監事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円（所得税を控除した額）
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	10,000円+実費交通費